

富田林 0721-24-8764  
堺 072-289-7656

8:30~12:00 13:00~17:30

## 助成金

活用してコロナ禍を乗り越えましょう!!

### 事業復活支援金

法人は上限最大250万円  
個人事業主は上限最大50万円

<上限額>

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 <sup>※1</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※1</sup> 1億円超~5億円	年間売上高 <sup>※1</sup> 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

- ◆要件  
1) 3年前と比べて、昨年11月〜今年3月のいずれかの月の売上高が同月比で30%以上減少したこと
- ◆給付額  
比較した年度の《11〜3月の合計額》から《減少月の売上高×5》を差し引いた額です。
- ◆申請  
登録確認機関の事前確認が必要です。税理士事務所、商工会、金融機関等が登録機関となっています。
- ◆申請期間は、5月31日までです。

### 雇用調整助成金

新型コロナウイルスに係る雇用調整助成金の特例措置が令和4年3月の休業分まで延長されました。

業況特例、地域特例の対象となる企業の助成額は、解雇等を行わない場合、引き続き1人1日あたり上限15,000円です。

「業況特例」  
判定基礎期間の初日が属する月からさかのぼった3か月間の生産指標（売上等）の平均値が、前年又は前々年同期と比べ、30%以上減少した全国の事業主が対象です。

「地域特例」  
大阪では1月27日より、まん延防止等重点措置の適用が始まりました。この措置の対象地域において営業時間の短縮等の要請に協力する企業については、この特例が適用されます。

鬼は外!  
福は内!



参照：厚生労働省HP

#### 特例措置の内容について

判定基礎期間の初日	令和3年	令和4年		
	5月~12月	1月・2月	3月	
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

#### 対策は大丈夫ですか？

4月1日からパワハラ防止法1  
パワハラ防止法1  
パワハラ防止法1  
パワハラ防止法1

相談窓口の設置や就業規則の補強などの対策は出来ていますか。相談窓口もない状態では労災認定されるリスクが高まります。わが社は大丈夫と油断していませんか。まだ対策が出来ていない会社は早めに当事務所にご相談ください。

## 雑感

当事務所のメイン業務のひとつに『給与計算』があります。

私自身は事務所に入るまで、給与明細をよく見ることもありませんでした。給与なんて間違ってなく計算されているものと信じていたからです。ところが、いざ自分で計算するとなると、何とも難しいのです。計算をミスなく行うのは当然ながら、就業規則どおり計算できているか？法律は守れているか？社会保険料や扶養家族に変更は無いかなど、常に気を配ります。

正しく計算できていても、給与明細の表示が分りにくければ、従業員が不信任感を持ってしまいかもしれません。そこで限りある6文字の項目名に知恵をふり絞ります。会社が従業員のことを考えて支給する給与と、そこに込められた思いが、気持ちよく従業員の皆さんに届くようにと願いながら、今日も『給与計算』にとりかかります！（木下）

